

石川県経営革新等支援融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者の経営革新による経済環境の変化等への適応や海外展開に要する資金の供給の円滑化を図り、もって本県産業の高度化に資することを目的とする。

2 融資対象

(1) 経営革新支援分

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は経済産業大臣の承認を受けたもの

(2) 格差対策分

経営革新支援分の対象企業で、経営革新計画申請時において次のいずれかに該当するもの

① 小規模企業

次のいずれかに該当するもの

ア 常時使用する従業員が20人以内(商業又はサービス業(イに定めるものを除く)は5人以内)のもの

イ 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が20人以内のもの

② 不況業種

主たる事業が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の指定業種であるもの

③ 過疎地域

事業の主たる実施場所が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

(3) 海外展開支援分

新たに海外展開を行うもの又は既に海外展開を実施しているものとして知事の認定を受けたもの。ただし、生産・販売等に係る事業所・設備の設置・拡張等を行う場合については、当該海外展開(追加事業を含む。)の実施に伴って以下のことを行わないものに限るものとする。

① 県内事業所の閉鎖又は事業規模の縮小

② 県内下請企業に対する発注量の減少

③ 県内事業所の従業員の雇用調整

3 資金の用途

(1) 経営革新支援分及び格差対策分

経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)のために必要な事業資金

(2) 海外展開支援分

① 海外における生産・販売等に係る事業所・設備の設置、拡張等に必要な設備資金

② 海外展開に必要な運転資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

融資の最高限度額は、2億円とする。ただし、運転資金については、5,000万円以内とする。

なお、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、経営革新支援分及び格差対策分の利用について知事の推薦書を有する企業については、融資の最高限度額を4億円とし、そのうち運転資金については、1

億円とする。

(2) 融資期間

- ① 設備資金については、10年以内(うち据置は3年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は3年以内とし、変動金利)とする。
- ② 運転資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

5 認定の手続等

(1) 経営革新支援分

中小企業等経営強化法の規定に基づく経営革新計画の知事又は経済産業大臣の承認書をもって経営革新支援分の利用についての知事の認定書とする。

(2) 格差対策分

格差対策分を利用しようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、知事に提出するものとする。

(3) 海外展開支援分

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第2)を2部、知事に提出するものとする。

なお、認定手続については、石川県中能登総合事務所及び石川県奥能登総合事務所においても実施できるものとする。

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第3)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める知事又は商工会議所等の認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

